

# 議案第15号 小松島市自治功労者の表彰及び待遇に関する条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

現行の本市の自治功労表彰制度は、平成3年制定の小松島市表彰条例に基づき実施していることから、本条例を廃止するもの。

小松島市自治功労者の表彰及び待遇に関する条例

昭和35年12月26日

小松島市条例第27号

(趣旨)

第1条 本市の自治の振興、市の公益又は市民の福祉等に貢献し、功労顕著な者は、この条例の定めるところにより表彰及び待遇する。

(被表彰者)

第2条 次の各号の一に該当する者は、自治功労者として表彰する。ただし、功労の対象が主たる公職によるものであるときは、当該公職を離職したときこれを行う。

(1) 10年以上市議会議員の職にあった者

(2) 10年以上市長の職にあった者

(3) 市政に貢献し、特に功労顕著な者で小松島市表彰条例(平成3年小松島市条例第2号)第5条に規定する小松島市表彰審査委員会の選考を経た者

(在職年数の計算)

第3条 前条第1号及び第2号の在職年数の計算は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 在職した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、在職年数に1年未満の端数がある場合には6月未満は切り捨て、6月以上は1年とする。

(2) 在職期間が中断した場合は、前後の期間を通算する。

(表彰の方法)

第4条 被表彰者には、表彰状を贈呈する。

(表彰の日)

第5条 この条例による表彰は、毎年6月1日(市制施行の日)又は市長の

定める適当な日にこれを行う。

(待遇)

第6条 表彰を受けた者に対する待遇は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別に定める徽章の贈呈

(2) 市が行う主要な公式の式典又は行事への招待

(3) 市政に関する刊行物の贈呈

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事項

(待遇の停止)

第7条 市長は、前条に定める待遇を受けている者が著しくその体面を汚す行為があったと認められるときは、その待遇を停止することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日当該職に在職する者から適用する。

2 市議員委員其他表彰規程(大正10年告示)は、廃止する。

附 則(平成3年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。